

## 適時開示体制概要書

(適時開示に係る宣誓書添付書類)

平成 18 年 11 月 28 日

会社名 株式会社マルマエ  
(コード番号 6264 東証マザーズ)

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

### 記

#### 1. 会社情報の適時開示に関する会社の基本方針

当社では、株主及び投資家等の利害関係者に対して企業内容に関する情報提供を行うことを重要な経営課題の一つと考え、今後も積極的に取り組んでまいります。

#### 2. 適時開示担当者ならびに担当部署

当社では、適時開示責任者は取締役経営企画室長であり、担当部署については経営企画室が中心となり、管理部と連携した体制を整備しています。

また、会社情報の集約、管理及び指揮においては代表取締役が率先して取り組むことにより迅速な対応が出来る体制を確立しています。

#### 3. 会社情報の適時開示に関する社内体制

当社では、会社情報につきましては、適時開示責任者である取締役経営企画室長の下、経営企画室が一元管理しております。

また、取締役会は管理部総務課が事務局を担っており、取締役会に諮るべき重要事項及び決算情報につきましては、経営企画室と連携して取締役会の議案として上程し、その決議結果を迅速に開示できる体制となっております。

開示書類の作成につきましては、経営企画室と管理部経理課が連携して行い、役員をはじめ経営企画室、管理部及び品質管理部によって編成された情報開示委員会にて、誤記載等の未然防止のためのチェックを行っております。開示委員会で承認された開示資料は、必要があれば監査法人、顧問弁護士及び印刷会社等の外部専門家への確認を行い、最終的には取締役会において全取締役による確認と開示の承認を行い、公表いたします。

#### 4. 内部情報（重要事実）の管理体制について

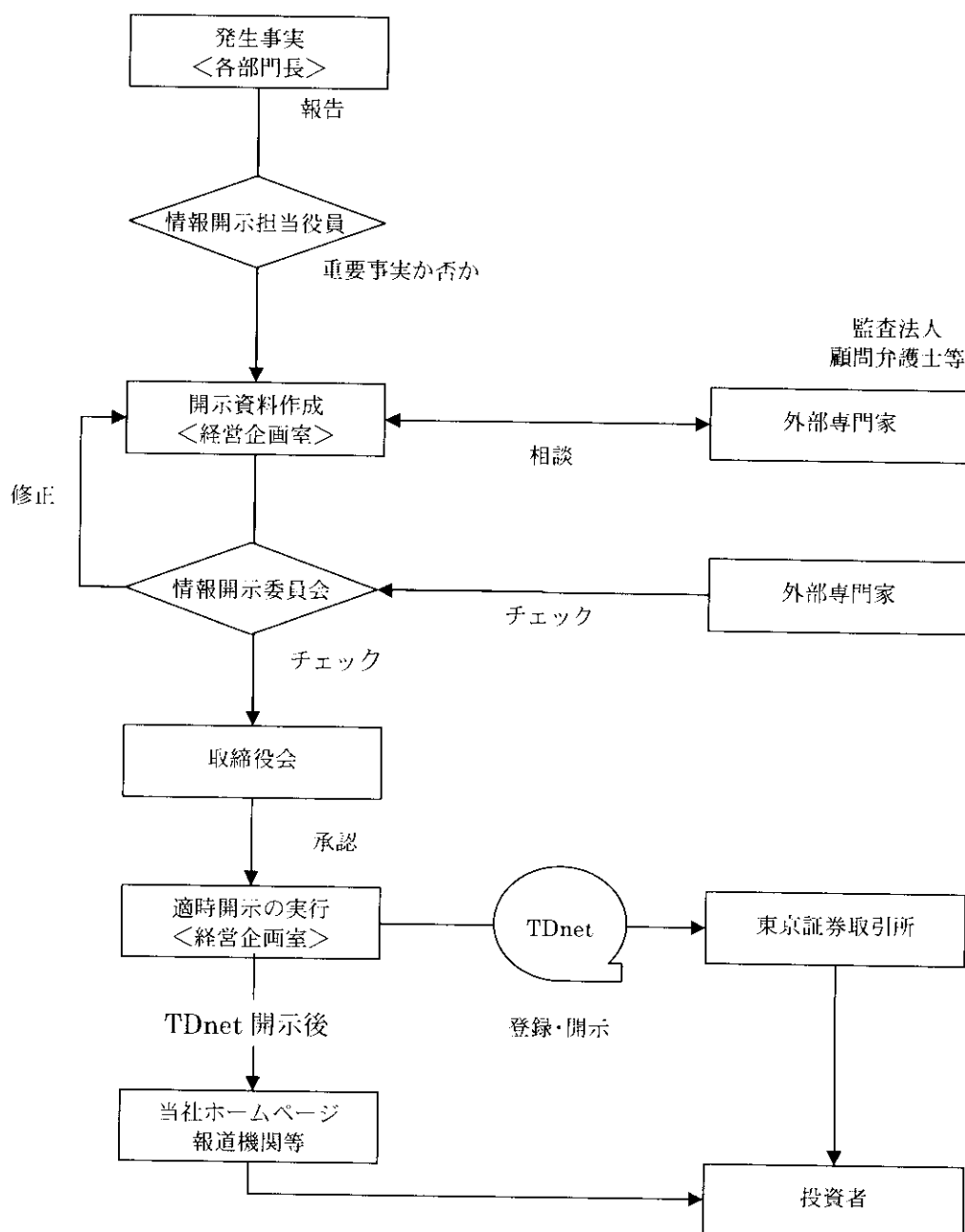
当社では、「内部情報管理規程」に基づき、重要事実に該当すると想定される事態が発生した場合、情報管理責任者である各部門長はこの事実を確認し、速やかに総括情報管理責任者に報告する体制をとっております。

総括情報管理責任者は、この報告があった場合、重要事実に該当するか否かを判断し、重要事実に該当すると判断された情報については、それ以降、総括情報管理責任者が一元管理し、その管理の下、関連各部門への情報漏洩防止指示を行い、適切な時期及び方法にて、当該情報の公表を行うこととしております。

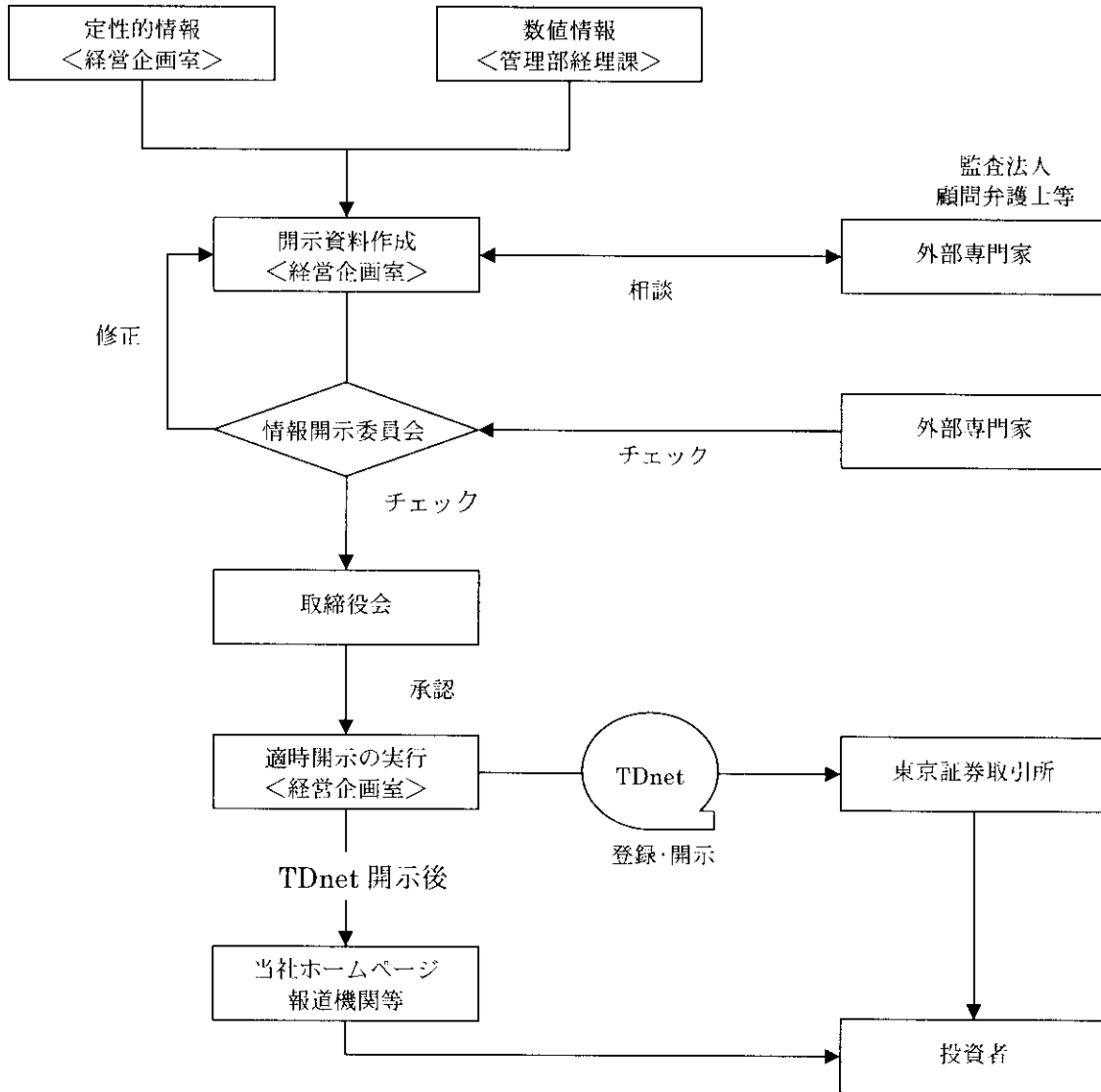
なお、当社では総括情報管理責任者は適時開示責任者である情報開示担当役員がこれにあっております。

#### 5. 開示手続きフロー図

##### ① 決定事実、発生事実に関する社内体制



② 決算情報、業績に関する社内体制



以上